

肝臓専門医療機関指定要件の変更及び関連要綱等の改正について

1. 概要

肝臓専門医療機関の指定要件（以下、「指定要件」とする。）を変更し、肝臓専門医療機関の指定に係る神奈川県肝疾患ネットワーク事業実施要綱（以下、「県要綱」とする。）及び神奈川県肝疾患ネットワーク実施要領（以下、「県要領」とする。）を改正する。（参考資料5、6）

2. 改正の理由

本県で定めている指定要件と、国通知（平成29年3月31日厚生労働省健康局長通知「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について（通知）」）（参考資料7）で示されている指定要件で若干の相違があるため、改正を行う。

3. 改正の内容

国通知の記述に沿うように要件を変更。（資料7参照）

4. 新要件充足の確認方法

現在指定している全肝臓専門医療機関406施設（令和元年10月3日現在）に対し今年度中に充足状況を確認する。（令和2年初頭に照会を実施予定）

5. その他

- 改正に併せて、指定要件について記載している肝臓専門医療機関事務手続き手引きを改正し、全肝臓専門医療機関へ周知を実施。
- 改正に伴い、県のホームページの内容も修正。